

一般財団法人越前おおの農林樂舎定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人越前おおの農林樂舎と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福井県大野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、農林業者、農業関係団体、林業関係団体、商工業者、商工業関係団体及び行政の連携による運営により、農林産物のブランド化と販路拡大等の特産振興、優良農地の確保と効率的利用、多様な担い手の育成確保及び都市部との交流の推進を図り、もって大野市農林業の発展と地域社会経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農林産物のブランド化及び販路拡大に関すること。
- (2) 大野市の農林産物の研究開発及び商品化に関すること。
- (3) 優良農地の確保及び効率的利用に関すること。
- (4) 森林及び農地の環境保全に関すること。
- (5) 農林作業の受委託のあっ旋に関すること。
- (6) 農林業の新規就業者及び後継者、生産組織等多様な担い手の育成・確保に関すること。
- (7) 大野市地域農林業の支援及び融資の斡旋に関すること。
- (8) 農村と都市部及び生産者と消費者との交流促進に関すること。
- (9) 農林業の体験事業及びエコ・グリーンツーリズムの推進並びに旅行のあっ旋に関すること。
- (10) 農林商工連携の推進に関すること。
- (11) 大野市から受託する農林業関係施設の管理運営に関すること。
- (12) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 機関の設置

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

第4章 資産及び会計

(財産の抛出)

第6条 設立者は、現金300万円を当法人のために抛出する。

(基本財産)

第7条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な前条の財産は、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ決議に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款

を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第11条 当法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第178条から第196条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(ア) 国の機関

- (イ) 地方公共団体
- (ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、常勤の評議員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準及び額
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 前各号に掲げるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集権者）

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第7章 役員

(役員を設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち3名以内を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、6月毎に1回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第8章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

(解散)

第36条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、余剰金及び残余財産の配分を行なわない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報若しくは新聞に掲載又は当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

(設立時評議員)

- 1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
設立時評議員 岡田高大 西川文人 馬場功 黒原孝雄
(設立時役員)
- 2 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
 - (1) 設立時理事 山本一郎 羽生悦夫 長谷川勝美 松田勉 中村利章
帰山勝一 帰山安夫 佐々木康男
 - (2) 設立時代表理事 山本一郎
 - (3) 設立時監事 谷秀明 辻眞一
(設立時評議員、理事及び監事の任期)
- 3 設立時評議員及び監事の任期は、当法人成立後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 設立時理事の任期は、当法人成立後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
(最初の事業計画等)
- 5 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
(最初の事業年度)
- 6 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。
(設立者の氏名及び住所)
- 7 設立者の氏名及び住所は次のとおりである。
 - (1) 住所 福井県大野市天神町1番1号
 - (2) 設立者氏名 大野市

以上、一般財団法人越前おおの農林楽舎の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成21年3月24日

設立者 大野市